

様式第3（第8条関係）

① → **再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書**
(10kW未満・10kW以上50kW未満の太陽光発電を除く)

② → **2021年4月1日**

経済産業大臣 殿

③ →

申請者 住所 (〒100-0013)
(注1) **東京都千代田区霞が関2-2-2**

氏名 **METI株式会社**
代表取締役 経済 五郎
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 (01) **2345 - 6789**

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

④ ↓

変更対象事業計画 (注2)

設備ID (識別番号)	AA123456C13
発電設備の名称	経済クリーン太陽光発電所
運転開始の有無 (注3)	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後 (運転開始日: 年 月 日)

変更概要 (該当項目をチェック: 複数選択可)

認定計画情報

認定計画使用燃料一覧 (バイオマス発電設備の場合) ← ⑤

担当経済産業局 (注4) **C** ← ⑥

認定計画情報（注5）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名 (注6)	ケイザイ産業株式会社	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ME T I 株式会社		<input type="checkbox"/> 地方 税法第 七十二 条の四 に規定 する法 人
法人番号 (注7) (注8)	000000000000	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	111111111111		
法人の代 表者氏名 (注8)	役職 代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 代表取締役		
	氏名 経済 一郎		氏名 経済 五郎		
法人の役 員氏名 (注8)	役職 取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 取締役		
	氏名 経済 二郎		氏名 経済 三郎		
	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職		
	氏名		氏名		
	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職		
	氏名		氏名		
事業者の 住所 (注 8)	(〒100-0011) 東京都千代田区霞が関1-2-2	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒100-0013) 東京都千代田区霞が関2-2-2		
発電設備 の区分 (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
発電設備 の出力 (kW) (注10)	100.0	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	150.0	<input type="checkbox"/> 電力 会社都 合 <input checked="" type="checkbox"/> 上記 以外	
⑫ パワーコ ンディシ ョナーの 自立運転 機能の有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (100.0 kW) (自立運転機能 10.0 kW) <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (150.0 kW) (自立運転機能 15.0 kW) <input type="checkbox"/> 無		
⑬ 給電用コ ンセント の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
発電設備 の名称 (注8)		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
発電設備 の設置場 所 (注1 1)	(〒100-0013) 東京都千代田区霞が関1-1-1	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒100-0013) 東京都千代田区霞が関1-1-1、 1-1-2		<input type="checkbox"/> 別紙 あり
事業区域 の面積 (㎡)		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			

太陽光発電設備の設置形態 (注12)	<input type="checkbox"/> 屋根設置 (<input type="checkbox"/> 既設の建物等) <input type="checkbox"/> 建設中・予定の建物等) <input type="checkbox"/> 地上設置 (<input type="checkbox"/> 野立て <input type="checkbox"/> 営農型)	建物の所有	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	建物の所有	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有		
		建物の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()		建物の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()		
		土地の所有	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有		土地の所有	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有		
農地一時転用申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	一時転用許可期間 (見込み) 年	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	一時転用許可期間 (見込み) 年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 除外事項該当性
		<input type="checkbox"/> 法第9条第3項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可 (ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの) を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。		<input type="checkbox"/> 法第9条第3項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可 (ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの) を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。				
太陽電池に係る事項 (注13)	製造事業者名		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	種類		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	変換効率			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 除外事項該当性
		<input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input type="checkbox"/> 実効変換効率						
	型式番号		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 別紙あり	
	枚数 (枚)		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
合計出力 (kW)		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						

風車に係る事項 (注14)	製造業者名	⑰	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	型式番号		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 別紙あり
	NK認証番号		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
配線方法 (注15)			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
自家発電等の有無 (注18)	自家発電設備等の種類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 蓄電池の位置 <input type="checkbox"/> PCSより発電設備側 <input type="checkbox"/> PCSより系統側 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池 <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池の位置 <input checked="" type="checkbox"/> PCSより発電設備側 <input type="checkbox"/> PCSより系統側 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	電気事業者への電気供給量の計測方法	⑱	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
保守点検責任者 (注16)	法人名 (法人の場合) : ケイザイ産業株式会社 責任者氏名 : 経済 一郎 所属・役職 (法人の場合) : 代表取締役社長 電話番号 : () - 法人番号 (法人の場合) : 0000000000000	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法人名 (法人の場合) : MET I 株式会社 責任者氏名 : 経済 五郎 所属・役職 (法人の場合) : 代表取締役社長 電話番号 : () - 法人番号 (法人の場合) : 1111111111111			
保守点検及び維持管理計画 (注17)	⑳	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	別紙のとおり			
接続契約締結日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年 月 日			<input type="checkbox"/> 接続契約後の再締結 <input type="checkbox"/> 再接続検討後の再締結 (注18)
補助金の受給額 (円) (注19)	㉑	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
自家消費	当該発電設備における発電電力量の	105, 120 kWh/年	<input checked="" type="checkbox"/> 有	当該発電設備における発電電力量の	kWh/年	

等計画 (注20)	見込み		□無	見込み			
	自家消費等の量の 見込み	31,536 kWh/年		自家消費等の量の 見込み	kWh/年		
	自家消費等の用途	工場設備への供給		自家消費等の用途			
	前年の電力消費量 (既設の建物等に 発電設備を設置す る場合)	50,000 kWh/年		前年の電力消費量 (既設の建物等に 発電設備を設置す る場合)	kWh/年		
	自家消費等の比率	30%		自家消費等の比率	%		
22 遵守事項 (注21)	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注22)						■
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。						■
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。						■
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。						■
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】						■
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。						■
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。						■
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。						■
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。						■
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。						□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。						■	
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】						□	
添付書類 (注23)	書類の種類	変更前書類名	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考	
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか(法人にあっては、法人登記簿謄本)(注24)	23	24 ■有 □無	25 法人登記簿謄本			
	②印鑑証明書(注24)		■有 □無				
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本(注24)		■有 □無	全部事項証明書			
	④土地の取得を証する書類等(注25)	不動産賃貸借契約書	■有 □無	不動産売買契約書			

26	⑤建物所有者の同意書 (屋根設置の太陽光発電設備のみ) (注26)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	⑥発電設備の内容を証する書類 (注27)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・パワーコンディショナー仕様書 ・発電出力制御の方法を証する書類		
	⑦構造図	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	設備(太陽光モジュール等)配置図		
	⑧配線図	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	単線結線図		
	⑨接続の同意を証する書類の写し (注28)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	接続契約書		
	⑩事業実施体制図	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業実施体制図		
	⑪再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書(バイオマス発電設備のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	燃料(原料)調達及び使用計画書		
	⑫補助金を返還したことを証する書類 (注19)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	⑬受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類 (注3)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	⑭その他1	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業譲渡契約書		
⑮その他2	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	公図			
⑯その他3 (注29)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分 (注30)	変更前			変更の有無 (注34)	変更後			備考 (注35)
	燃料名 (注31) ↓ (27)	バイオマス比率 (%) (注32)	バイオマス比率考慮後出力 (kW) (注33)		燃料名 (注31) ↓ (28)	バイオマス比率 (%) (注32)	バイオマス比率考慮後出力 (kW) (注33)	
A				<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
B	木質チップ（間伐材由来）	21.356		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	木質チップ（間伐材由来）	18.742		
	計	21.356	21.4		計	18.742	28.1	
C	木質チップ（製材端材由来）	25.721		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	木質チップ（製材端材由来）	21.410		
	木質ペレット（輸入材由来）	13.814			PKS	33.463		
	計	39.535	39.5		計	54.873	82.3	
D	木質チップ（建設廃材由来）	19.119		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	木質チップ（建設廃材由来）	16.385		
	計	19.119	19.1		計	16.385	24.6	
E				<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	計				計			
G				<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	計				計			
	バイオマス合計	80.000	80.0		バイオマス合計	90.000	135.0	
	調達上限比率 (注36)	80.000			調達上限比率 (注36)	90.000		<input checked="" type="checkbox"/> 特定契約において新たに調達上限比率を設定する (90%) (注37)
F	A重油	20.000		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	A重油	10.000		
	非バイオマス計	20.000	20.0		非バイオマス計	10.000	15.0	

(注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

(注2) 変更前の認定計画を記載すること。

- (注3) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注4) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注5) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
- (注6) 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注7) 国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。
- (注8) 本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第6により届け出ること。
- (注9) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	250kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	250kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	—
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	—
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	—
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	—
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	—
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	—

- (注10) 発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、10kW未満になる場合は様式第4、10kW以上50kW未満になる場合は様式第3の2により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
- (注11) 地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できるのみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第5又は様式第5の

- 2により届け出ること。
- (注12) 屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
- (注13) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
B：薄膜半導体を用いた太陽電池
C：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。
- (注14) 一基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「NK認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。
- (注15) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Z：全量配線
Y：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
A：1の需要場所に1引込の配線とする。
B：1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。
C：電気事業法施行規則附則第17条に規定する需要場所の特例により、1の需要場所に2引込の配線とする。
- (注16) 会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注17) 事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
- (注18) 接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後再接続する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後再接続する場合である。
- (注19) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
- (注20) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
- (注21) 事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注22) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注23) 認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
- (注24) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注25) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注26) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注27) 設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びNK認証番号（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。
- (注28) 発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
- (注29) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注30) 燃料区分名は次の記号のとおり。

- A：メタン発酵ガス
- B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
- C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
- D：建設資材廃棄物
- E：一般廃棄物・その他のバイオマス
- F：その他（助燃剤等）
- G：バイオマス液体燃料

- (注31) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。
- (注32) バイオマス比率は小数第3位（小数第4位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
- (注33) バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
- (注34) 変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
- (注35) 使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。
- (注36) 先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載すること。
- (注37) 2019年3月31日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調達上限比率を設定する場合、又は2019年3月31日以前の認定であって、2019年4月1日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合は、ボックスにチェックを付した上で、括弧内に調達上限比率を記載すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

記載方法

No	項目	必須有無	記 入 内 容
①	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・認定された再生可能エネルギー発電事業計画について、以下の「変更内容ごとの変更手続の整理表」で変更認定申請が必要とされている項目については、本様式により申請してください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf ・紙媒体で提出する場合は本申請書、添付書類の他に連絡票、印鑑証明書【原本】、返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載。受付印を押印した申請書の写しが必要な場合は2部必要）を忘れずに送付してください。
②	—	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出日を記入します。
③ (注1)	申請者情報	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の事業者情報を記入します。印鑑の押印は不要ですが、申請者の印鑑証明書の添付が必要となります。 ・電話番号は、日中に申請者に連絡がとれる電話番号を記入してください。 ・事業者の主体の変更の場合は、変更後の事業者情報を記入します。 ※事業者を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、承諾を得た事実を証する書類と印鑑登録証明書（印鑑証明書）を添付し、変更後の事業者が申請を行います。
④ (注2) (注3)	変更対象事業計画	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更する事業計画の設備ID（識別番号）、発電設備の名称、運転開始の有無を記入します。 ・運転開始後を選択した場合は、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（電力需給契約書の写し等）を提出してください。
⑤	変更概要	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更する項目を選択してチェックを付します。（複数項目を選択することもできます。） ・認定計画情報を変更する場合は、「認定計画情報」にチェックを付します。 ・バイオマス発電において、認定計画使用燃料一覧を変更する場合は、「認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合）」にチェックを付します。
⑥ (注4)	担当経済産業局	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書を提出する担当経済産業局の記号（申請書内（注4）より選択）を記入します。
⑦ (注5)	変更前情報	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定計画情報を変更する項目について、変更前の情報を記入します。
⑧ (注5)	変更の有無	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定計画情報の各項目について、変更する場合は「有」を選択、変更しない場合は「無」を選択し、チェックを付します。
⑨ (注5)	変更後情報	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定計画情報を変更する項目について、変更後の情報を記入します。
⑩ (注5)	変更理由	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更理由を簡潔に記入します。変更理由がチェック項目に該当する場合はチェックを付します。

⑪ (注 5)	備考	任意項目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定計画情報について記載すべき事項があれば記入します。 ・添付書類においては、変更前・変更後両方の書類を提出する場合には、その旨を記入します。 ・事業者が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合には「地方税法第七十二条の四に規定する法人」にチェックを付します。 (地方税法第72条の4に規定する法人) <ul style="list-style-type: none"> － 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体 － 地方独立行政法人 － 法人税法別表第一に規定する独立行政法人 － 国立大学法人等及び日本司法支援センター － 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、 日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構 － 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団
⑫	パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・10kW以上50kW未満の太陽光発電設備が、出力変更の結果50kW以上の出力となった場合において、その内容を変更される場合に記載します。 ・出力変更後も自立運転機能を維持する場合には「無」を選択します。 ・出力変更に伴い自立運転機能の出力を変更する場合は「有」を選択し、変更前の欄に従前の自立運転機能を、変更後の欄に新たな自立運転機能を記載します。また、自立運転機能を無とする場合は、変更後の欄で「無」を選択します。
⑬	給電用コンセントの有無	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・10kW以上50kW未満の太陽光発電設備が、出力変更の結果50kW以上の出力となった場合において、その内容を変更される場合に記載します。 ・出力変更後も給電用コンセントを維持する場合には「無」を選択します。また、給電用コンセントを無とする場合は「有」を選択した上で、変更後の欄で「無」を選択します。
⑭ (注 12)	太陽光発電設備の設置形態	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の場合、屋根設置もしくは地上設置のうち該当する項目を選択してチェックを付します。 ・営農型とは、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、農業生産と太陽光発電を行う設置形態です。 <p>※自己所有・他人所有、建物の種類については 変更手続不要です。</p>
⑮	農地一時転用許可申請予定の有無	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・10kW以上50kW未満の太陽光発電設備が、出力変更の結果50kW以上の出力となった場合において、その内容を変更される場合に記載します。
⑯ (注 13)	太陽電池に係る事項	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の場合、太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号、枚数、合計出力を記入します。 ・変換効率については、(注13)を参考とし、備考欄において該当する項目を選択してチェックを付します。 ・添付書類は以下のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ① 構造図（設備配置図） ② 配線図（単線結線図）

⑰ (注 14)	風車に係る 事項	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 基当たりの出力が 2 0 k W 未満の風力発電設備の場合のみ、風車の製造事業者名、型式番号、NK 認証番号を記入します。 ・ 添付資料は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 発電設備の内容を証する書類（仕様書等） ② 構造図（設備配置図） ③ 配線図（単線結線図） ④ 日本海事協会発行の型式認証書
⑱	自家発電設備等の設置の有無	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電設備等の設置の有無について変更する場合、自家発電設備等の種類、設置する位置、区分計量の可否について該当箇所にチェックを付します。 ・ 蓄電池を設置する位置、区分計量の可否によっては、FIT 外で売電することも可能です。
⑲	電気事業者への電気供給量の計測方法	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子メーターを設置する場合、電気事業者への電気供給量の計測方法の欄に「子メーター計測」と記入するとともに、変更前の計測方法は「単独計測」と記入してください。
⑳ (注 17)	保守点検及び維持管理計画	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目、実施スケジュール等に変更がある場合、次の書類を別紙で作成し添付します。 <ul style="list-style-type: none"> － 変更事項の変更前及び変更後の比較表（変更理由を記入） － 変更後の保守点検又は維持管理計画表
㉑ (注 20)	自家消費等計画	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 0 k W 以上 5 0 k W 未満の太陽光発電設備が、出力変更の結果 5 0 k W 以上の出力となった場合に記載します。 ・ 出力変更後も従前の自家消費等計画を維持する場合には「無」を選択します。 ・ 出力変更に伴い新たに自家消費等計画を策定する場合には「有」を選択し、変更前の欄に従前の自家消費等計画を、変更後の欄に新たな自家消費等計画を記載します。なお、出力変更の結果、自家消費等を行わない場合は変更後の欄を空欄とします。
㉒ (注 21)	遵守事項	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の主体の変更の場合は、遵守することに同意する項目にチェックを付します。また、事業を実施する際に必要となる、柵又は塀の設置及び標識の掲示に関して「省令第 5 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に関する誓約書（様式 1 記載要領の 2. ⑥参照）」の提出も必要となります。（屋根設置の場合を除く） ※ 1 0 k W 以上 5 0 k W 未満出力の太陽光発電設備が、出力変更の結果 5 0 k W 以上の出力となった場合において、変更後の発電出力の 3 0 % 以上の自家消費等を継続して行う場合は、該当事項のボックス項目にチェックを付してください。
㉓ (注 23)	変更前書類名	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類について、名称が変更となる場合には変更前の書類名を記載します。 ※ 添付書類の内容が変わる場合であっても、書類の名称の変更がなければ本欄への記載は不要です。
㉔ (注 23)	添付の有無	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類について、添付する場合は「有」を選択、添付しない場合は「無」を選択し、チェックを付します。
㉕ (注 23)	変更後書類名	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付が「有」の場合は、添付する書類名を記入します。 ・ 書類名は適切な名称を記入します。

<p>②⑥ (注 23)</p>	<p>添付書類</p>	<p>選択必須事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更内容に応じて必要な添付書類名を記入します。 ・ 添付書類は以下の「変更内容ごとの変更手続の整理表」を参照ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf ・ 添付書類を作成する際には、以下の認定申請書の記載要領を参照ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_01.pdf
<p>②⑦ (注 30) (注 31) (注 32) (注 33) (注 36)</p>	<p>変更前情報 (燃料)</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス発電設備の燃料区分、使用する燃料及びバイオマス比率を変更する場合に記入します。 ・ 前回申請までに記載した全ての燃料区分（申請書内（注 3 1）より選択）、使用燃料名を記入します。
<p>②⑧ (注 31) (注 32) (注 33) (注 34) (注 36)</p>	<p>変更後情報 (燃料)</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更する全ての使用燃料について、燃料区分ごとに、使用燃料名及び燃料名ごとのバイオマス比率、比率考慮後の出力を記入します。 ・ 燃料を変更する場合は、新規事業計画認定申請書に添付する各種書類が必要です。具体的には、「バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書」及び燃料安定調達書類、燃料の証明書類、使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書、バイオマス比率計算書、燃料使用量記録表、燃料調達に係る誓約書、トレーサビリティを証明する書類（輸入燃料を追加する場合）等燃料の追加に係る書類を添付します。
<p>②⑨ (注 35) (注 37)</p>	<p>備考 (燃料)</p>	<p>任意項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備考欄に記載した内容を変更する場合は、変更後の内容について説明事項を記入します。 ・ 設備の起動時や停止時など通常運転時以外に助燃剤を使用する場合は備考欄に「起動時及び停止時のみに使用」などその旨が分かるよう記載します。